

愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 4 年 5 月 31 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三浦 弘之
主任産業安全専門官 中野 邦宏
電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

愛媛県における令和3年（1月～12月）の労働災害発生状況について

～死傷者数は1,690人で138人（8.9%）の増加、死亡者数は10人で1人減少～

愛媛労働局（局長 瀧原章夫）は、愛媛県における令和3年の労働災害発生状況を取りまとめました。

全産業における休業4日以上之死傷者数は1,690人で、前年から138人（8.9%）増加し、2年連続の増加となりました。業種別では、第三次産業が799人で167人（26.4%）増加し、この中で死傷者数の増加が著しい業種は、小売業が47人（29.4%）増加、社会福祉施設が39人（27.7%）増加となっています。

年齢別では、60歳以上が全死傷者に占める割合は27.9%で、前年から1.2ポイント減少したものの、依然として年齢階層別では最多となっています。なお、死傷者のうち新型コロナウイルス感染症によるものは134人（全死傷者数の7.9%）となっており、前年から102人（318.8%）増加していますが、これを除いた死傷者数も1,556人と36人（2.4%）の増加となっています。

一方、死亡者数は10人で、前年から1人減少し、2年連続の減少となりました。業種別では商業と建設業がそれぞれ3人と、最も多くなっています。

愛媛労働局では、小売業、社会福祉施設を中心として増加する行動災害※1の予防対策の推進等を重点に、引き続き、関係機関、団体とも連携しながら労働災害防止対策を図っていくこととしています。

※1 行動災害とは

「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害

令和3年における愛媛県の労働災害の発生状況（概要）

1. 死傷者

- ① 全産業における休業4日以上の死傷者数は、1,690人で、前年から138人（8.9%）増加
新型コロナウイルス感染症による死傷者を除くと、令和3年の全産業における死傷者数は1,556人で前年比+36人（+2.4%）
- ② 業種別では多い順に、製造業385人、商業269人、保健衛生業264人、建設業220人、道路貨物運送業161人
増加した主な業種は増加率の高い順に、金融広告業+11人（+84.6%）、通信業+15人（+71.4%）、商業+58人（+27.5%）（うち小売業+47人（+29.4%））、清掃と畜業+13人（+24.1%）、保健衛生業+46人（+21.1%）（うち社会福祉施設+39人（+27.7%））など
減少した主な業種は減少率の高い順に、映画・演劇業-1人（-100%）、鉄道・道路旅客業-4人（-25.0%）、林業7人（-22.6%）、製造業-60人（-13.5%）、など
- ③ 第三次産業全体では、799人で167人（26.4%）増加
第三次産業のうち、小売業は207人で47人（29.4%）増加、社会福祉施設は180人で39人（27.7%）増加、飲食店は37人で3人（8.8%）増加
- ④ 事故の型別では、全死傷者数に占める割合の高い順に、「転倒」が21.9%、「墜落・転落」が18.3%、「動作の反動・無理な動作」が13.3%、この3つの災害で全体の53.5%を占める
前年と比べ「転倒」は1.3%減少、「墜落・転落」は7.5%減少、「動作の反動・無理な動作」は59.6%増加
- ⑤ 年齢別では、60歳以上の死傷者数が全死傷者数に占める割合は、27.9%で前年から1.2ポイント減少したが、依然として年齢階層別では最多
- ⑥ 死傷者のうち新型コロナウイルス感染症によるものは134人（全死傷者数の7.9%）で前年から102人（+318.8%）増加
業種別では多い順に、保健衛生業78人、建設業22人、商業12人、製造業7人

2. 死亡者

- ① 死亡者数は10人で、前年から1人減少
- ② 業種別では、建設業が3人で増減なし、商業が3人で3人増加、うち2名が新型コロナウイルス感染症によるもの、製造業が1人で5人減少、林業と教育研究が1人で、それぞれ1人増加、その他の事業が1人で増減なし
- ③ 事故の型別では、多いものから「墜落・転落」が3人、「はさまれ・巻き込まれ」「その他」が各2人、「激突され」「有害物等との接触」「交通事故」が各1人で、「その他」は新型コロナウイルス感染症によるもの

3. 今後の労働災害防止対策の推進

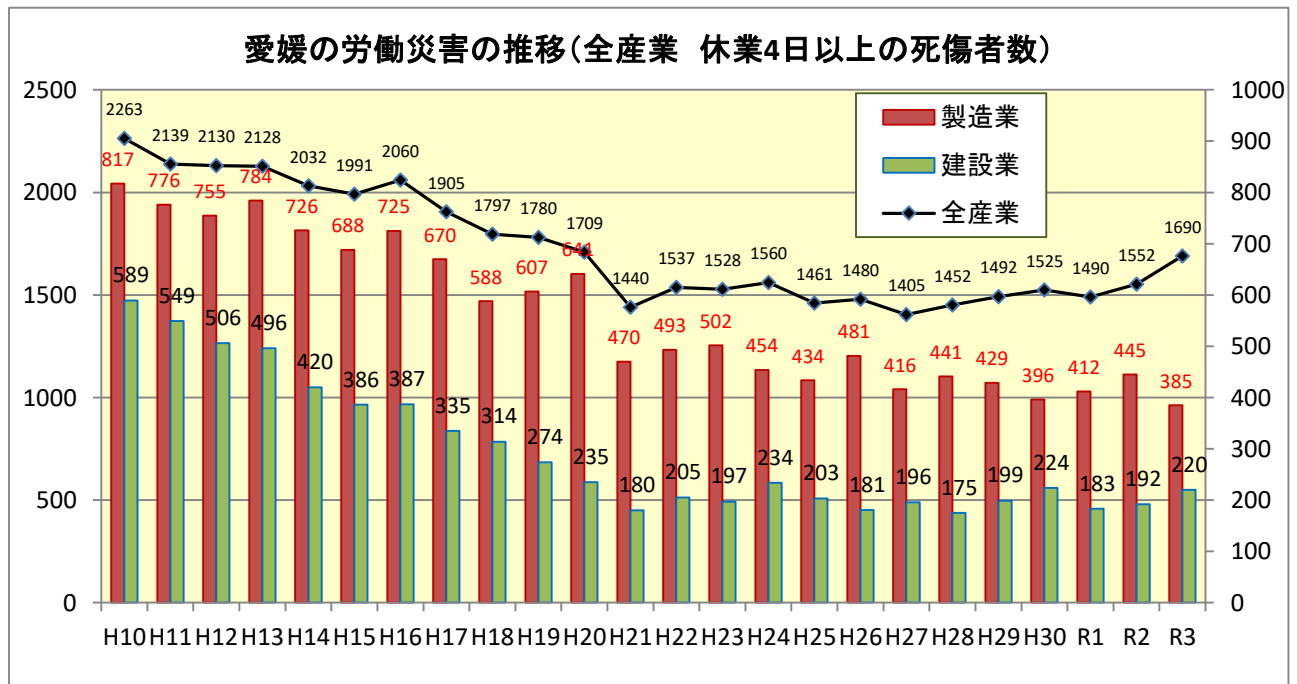
愛媛労働局では、以下の重点対策について、積極的な指導、周知啓発等に取り組む方針

- ① 小売業、社会福祉施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進
- ② 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全と健康確保対策の推進
- ③ 「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒災害防止対策の推進
- ④ 製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ⑤ 建設業における墜落・転落災害防止対策の推進
- ⑥ 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の周知啓発 など

令和3年の死傷災害（愛媛労働局）

(1) 死傷者数の推移

愛媛県下の労働災害による全産業の休業4日以上死傷者数（休業4日以上、以下同じ）は、長期的に減少傾向にあり、平成10年代に入り、初めて2,000人を下回り平成21年に1,440人となりました。その後、平成22年以降1,500人台、平成25年以降1,400人台で推移し、平成27年は過去最少の1,405人となりましたが、以降増加に転じ、令和3年の死傷者数は1,690人で前年比+138人（+8.9%）となっています。



(2) 主な業種別の発生状況

製造業では385人（全産業に占める割合は22.8%、前年比-60人、13.5%減少）で最も多く、次いで商業が269人（同15.9%、前年比58人、27.5%増加）、保健衛生業が264人（同15.6%、前年比46人、21.1%増加）、建設業が220人（同13.0%、前年比28人、14.6%増加）、道路貨物運送業が161人（同9.5%、前年比4人、2.5%増加）、この5業種で全体の76.9%を占めています。

第三次産業は799人（同47.3%、前年比167人、26.4%増加）となっています。

■業種別の死傷者数■（増加業種は黄色で表示）

（人）

	令和2年	令和3年	全産業に占める割合（%）	増減数	増減率（%）
全産業	1,552	1,690	-	+138	+8.9%
製造業	445	385	22.8	-60	-13.5%
建設業	192	220	13.0	+28	+14.6%
道路貨物運送業	157	161	9.5	+4	+2.5%
林業	31	24	1.4	-7	-22.6%
第三次産業	632	799	47.3	+167	+26.4%
うち商業	211	269	15.9	+58	+27.5%
うち小売業	160	207	12.2	+47	+29.4%
うち保健衛生業	218	264	15.6	+46	+21.1%
うち社会福祉施設	141	180	10.7	+39	+27.7%
うち接客娯楽業	56	64	3.8	+8	+14.3%
うち飲食店	34	37	2.2	+3	+8.8%
うちその他の第三次産業	147	202	12.0	+55	+37.4%
上記以外	95	101	6.0	+6	+6.3%

(3) 事故の型別発生状況

事故の型別に見ると、「転倒」が370人（全ての事故の型に占める割合は、21.9%）で最も多く、次いで、「墜落・転落」が309人（同18.3%）、「動作の反動・無理な動作」が225人（同13.3%）となっており、この3つの災害で全体の53.5%を占めています。

また、前年と比べ「転倒」は1.3%減少、「墜落・転落」は7.5%減少、「動作の反動・無理な動作」は59.6%増加しています。

製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が89人（同23.1%）、建設業では「墜落・転落」が64人（同29.1%）、道路貨物運送業では「墜落・転落」が63人（同39.1%）、林業では「激突され」が8人（同33.3%）で最も多くなっています。

第三次産業では「転倒」が最も多く、212人（同26.5%）となっており、全産業の「転倒」370人のうち約6割（57.3%）が、第三次産業において発生しています。

社会福祉施設では、新型コロナウイルス感染症が含まれる「その他」が最も多く、66人（同36.7%）となっています。

■事故の型別死傷災害発生状況（令和3年）■

（人）

業種	1位	2位	3位
全産業 1,690人 (100%)	転倒 370 (21.9%) 前年比 -1.3%	墜落・転落 309 (18.3%) 前年比 -7.5%	動作の反動・無理な動作 225 (13.3%) 前年比 +59.6%
製造業 385人(100%)	はさまれ・巻き込まれ 89 (23.1%)	転倒 77 (20.0%)	墜落・転落 58 (15.1%)
建設業 220人(100%)	墜落・転落 64 (29.1%)	はさまれ・巻き込まれ 24 (10.9%)	その他 23 (10.5%)
道路貨物運送業 161人 (100%)	墜落・転落 63 (39.1%)	転倒 20 (12.4%) 動作の反動・無理な動作 20 (12.4%)	—
林業 24人 (100%)	激突され 8 (33.3%)	切れ・こすれ 5 (20.8%)	転倒 4 (16.7%)
第三次産業 799人 (100%)	転倒 212 (26.5%)	動作の反動・無理な動作 138 (17.3%)	その他 126 (15.8%)
うち小売業 207人 (100%)	転倒 65 (31.4%)	動作の反動・無理な動作 39 (18.8%)	墜落・転落 24 (11.6%)
うち社会福祉施設 180人 (100%)	その他 66 (36.7%)	転倒 41 (22.8%)	動作の反動・無理な動作 39 (21.7%)

(4) 起因物別発生状況

起因物別に見ると、全産業においては「仮設物・建築物・構築物」（足場、通路、階段など）が最も多く410人（全ての起因物に占める割合は、24.3%）、次いで、新型コロナウイルス感染症が含まれる「その他の起因物」が184人（同10.9%）、「用具」171人（同10.1%）の順となっています。

また、前年と比べ「仮設物・建築物・構築物」は10.2%増加、「その他の起因物」は135.9%増加、「用具」は4.9%増加となっています。

■起因物別死傷災害発生状況（令和3年）■

（人）

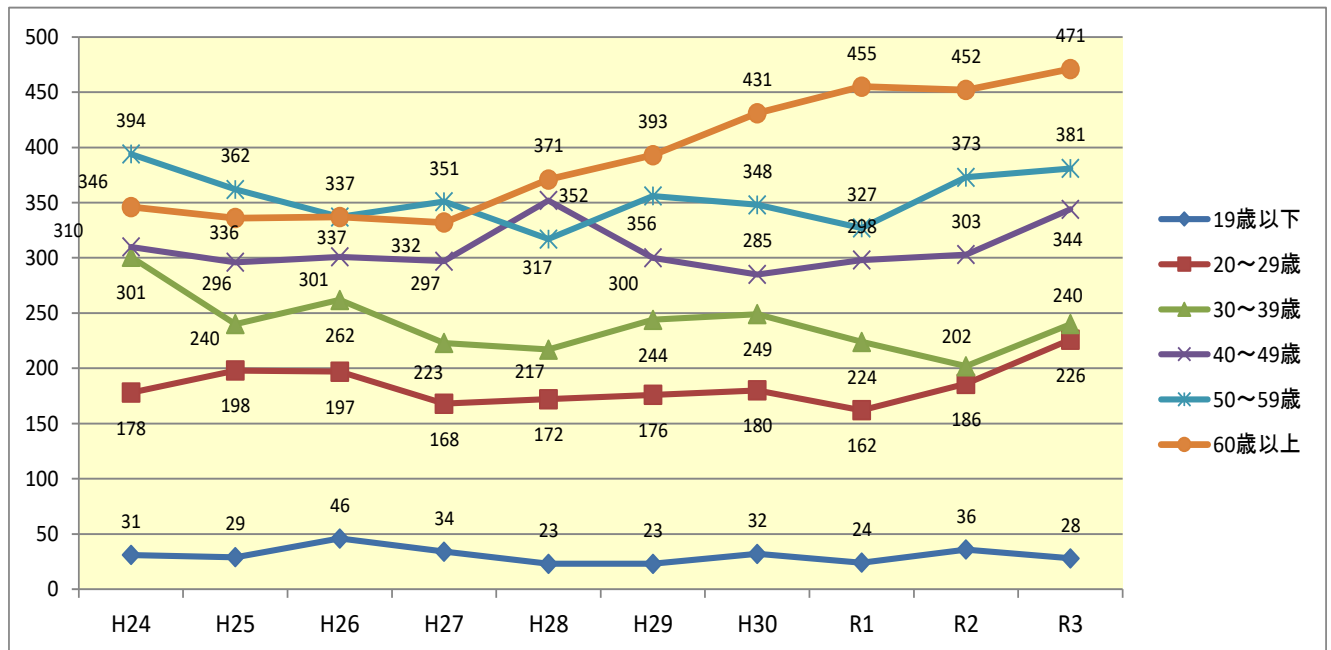
業種	1位	2位	3位
全産業 1,690人 (100%)	仮設物・建築物・構築物 410 (24.3%) 前年比 +10.2%	その他の起因物 184 (10.9%) 前年比 +135.9%	用具 171 (10.1%) 前年比 +4.9%
製造業 385人(100%)	仮設物・建築物・構築物 100 (26.0%)	用具 46 (11.9%)	動力運搬機 38 (9.9%)
建設業 220人(100%)	仮設物・建築物・構築物 51 (23.2%)	用具 36 (16.4%)	材料 23 (10.5%)
道路貨物運送業 161人 (100%)	動力運搬機 77 (47.8%)	仮設物・建築物・構築物 21 (13.0%)	荷 17 (10.6%)
林業 24人 (100%)	環境等 14 (58.3%)	木材加工用機械 3 (12.5%)	建設機械等 2 (8.3%) 一般動力機械 2 (8.3%)
第三次産業 799人 (100%)	仮設物・建築物・構築物 218 (27.3%)	その他の起因物 145 (18.1%)	乗物 85 (10.6%)
うち小売業 207人 (100%)	仮設物・建築物・構築物 62 (30.0%)	乗物 31 (15.0%)	用具 29 (14.0%)
うち社会福祉施設 180人 (100%)	その他の起因物 77 (42.8%)	仮設物・建築物・構築物 37 (20.6%)	起因物なし 30 (16.7%)

(5) 年齢階層別発生状況

年齢階層別に見ると、60歳以上の死傷者数は、平成28年に年齢階層別で最多となった後も増加が続き、令和3年は471人と前年から19人（4.2%）増加しています。60歳以上の死傷者数が全死傷者数に占める割合は、令和3年には27.9%となり対前年比1.2ポイント減少しましたが、依然として年齢階層別では最多となっています。

令和3年の主要な業種別に見た60歳以上の死傷者の割合は、第三次産業（33.0%）、建設業（25.0%）、製造業（22.9%）、道路貨物運送業（20.5%）となっており、60歳以上の死傷者における事故の型別では、「転倒」（45.4%）、「墜落・転落」（31.4%）、「交通事故」（26.4%）、「はさまれ、巻き込まれ」（18.1%）、「動作の反動、無理な動作」（17.3%）となっています。

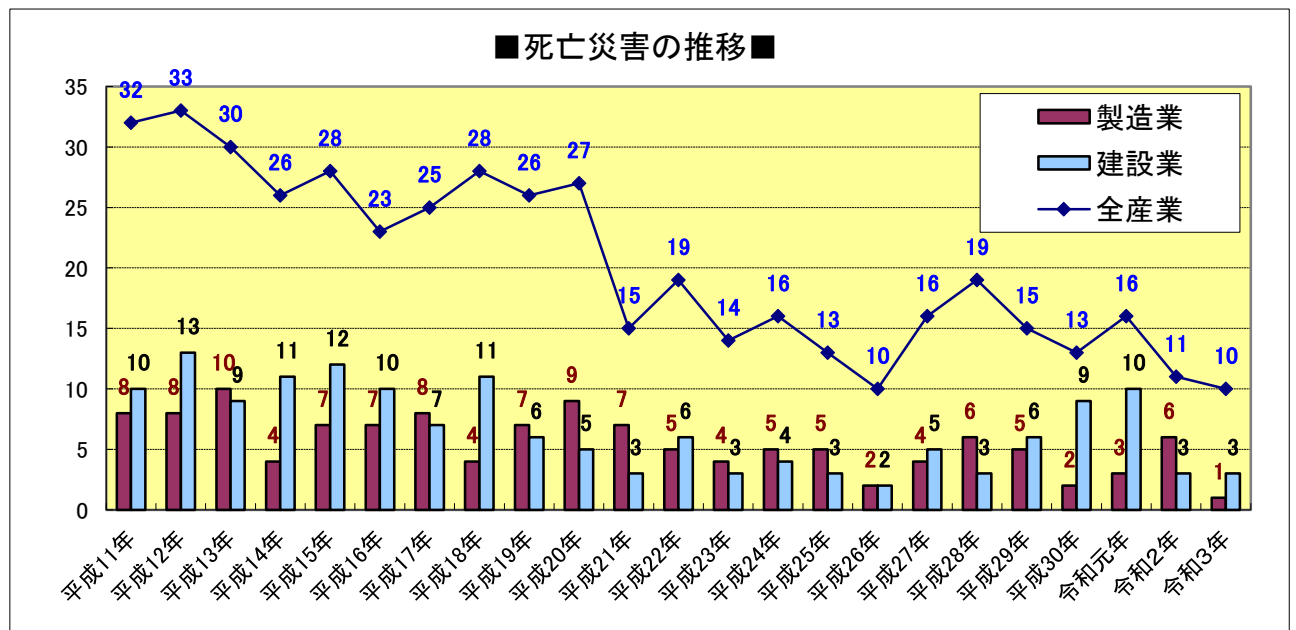
年齢階層別死傷災害発生状況の推移



2 令和3年の死亡災害

(1) 死亡者数の推移

県下の死亡者数は、全体的には減少傾向にあり、平成14年以降20人台で推移し、平成21年以降は10人台で推移しており、平成26年には過去最少の10人となりました。その後も10人台で増減を繰り返していましたが、令和3年は過去最少と同数の10人（対前年比1人減少）となっています。



(2) 業種別の死亡災害発生状況

令和3年においては、建設業と商業がそれぞれ3人（全産業に占める割合は30.0%）と最も多く、製造業、林業、教育研究及びその他の事業がそれぞれ1人（同10.0%）となっています。

なお、商業の3人のうち2人は新型コロナウイルス感染症によるものとなっています。

■業種別の死亡者数■

(人)

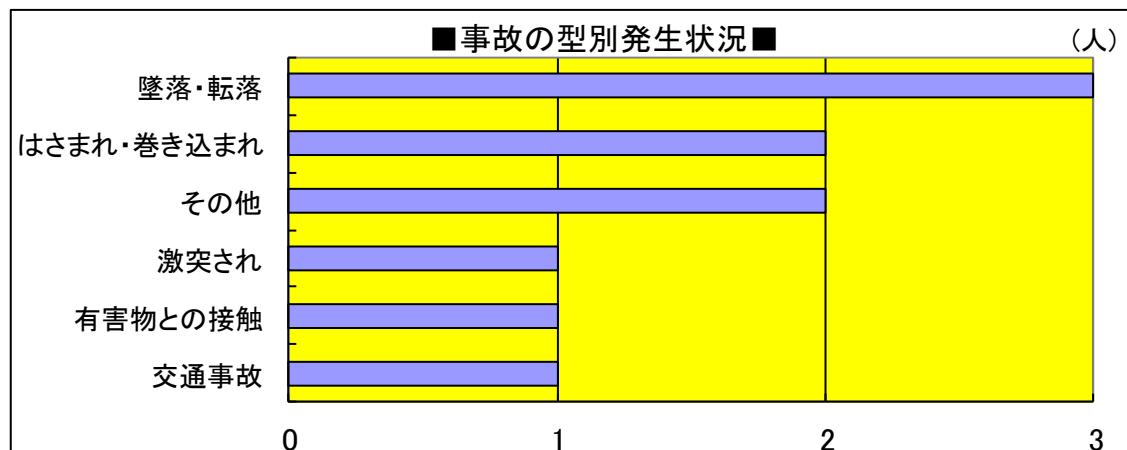
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全産業	10	16	19	15	13	16	11	10
製造業	2	4	6	5	2	3	6	1
建設業	2	5	3	6	9	10	3	3
道路貨物運送業	3	1	0	2	0	0	0	0
農業	0	0	1	0	0	0	0	0
林業	0	0	2	1	0	0	0	1
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	0	3	2	0	1	0	0	3
接客娯楽業	0	0	1	0	0	0	0	0
清掃と畜業	2	1	3	0	0	0	1	0
上記以外	1	2	1	1	1	3	1	2

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

「墜落・転落」が3人（全ての事故の型に占める割合は、30.0%）と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」及び新型コロナウイルス感染症が含まれる「その他」が各2人（同20.0%）、「交通事故」「有害物との接触」「激突され」が各1人（同10.0%）となっています。

■事故の型別発生状況■

(人)



4 新型コロナウイルス感染症の状況（別添2参照）

令和3年における休業4日以上死傷者のうち、新型コロナウイルス感染症による死傷者数は134人で、前年から102人（+318.8%）増加しています。

業種別では、保健衛生業が最も多く78人（全産業に占める割合は58.2%）、次いで建設業が22人（同16.4%）、商業12人（同9.0%）、製造業7人（同5.2%）となっています。

商業では、新型コロナウイルス感染症により2人が亡くなっています。

5 令和4年度における労働災害防止の取組等について

愛媛労働局では、県下の情勢を踏まえて「愛媛第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次推進計画」という。）を策定しています。（平成30年4月3日 愛媛労働局発表）

この13次推進計画では、災害減少の目標値として令和4年までに、「死亡災害については、過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。」「休業4日以上¹の死傷災害については、過去最少（平成27年1,405人）を更新し1,300人台とするため、平成29年と比較して8%以上減少させる。」等を設定しています。（参考1）

本年度は、13次推進計画の最終年として、死亡者数は過去最少を更新する9人以下、死傷者数は新型コロナウイルス患者を除き、対前年比で12.0%以上減少させることを目標とし、以下の労働災害防止対策に取り組みます。

（1）労働災害の減少がみられない業種等への対応

- ・小売業、社会福祉施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全と健康確保対策の推進（参考2）
- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」等による転倒災害防止対策の推進（参考3）
- ・道路貨物運送業における荷役災害防止対策等の推進
- ・熱中症、腰痛の予防
- ・外国人労働者、非正規労働者の労働災害防止対策

（2）死亡災害の撲滅を目指した業種等の対応

- ・建設業における墜落・転落災害防止対策の推進
- ・製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・林業における伐木作業時の労働災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進

（3）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の周知啓発（参考資料4）

【資料等】

別添1 令和3年 業種別労働災害発生状況、確定値

別添2 令和3年 業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症）

別添3 令和3年 労働災害（休業4日以上）発生状況（愛媛労働局）

参考1 愛媛第13次労働災害防止推進計画（概要）

参考2 エイジフレンドリーガイドライン（リーフレット）

参考3 STOP！転倒災害プロジェクト（リーフレット）

参考4 職場における新型コロナウイルス感染症対策のための「5つのポイント」（リーフレット）

令和 3 年 業種別労働災害発生状況 確定値



愛 媛 労 働 局

業 種 別			局				増 減	
			3 年		2 年		件数	増減率
全 産 業			(10)	1690	(11)	1552	+138	+8.9%
製 造 業			(1)	385	(6)	445	-60	-13.5%
製 造 業	食 料 品 製 造 業			106		125	-19	-15.2%
	織 維 工 業			8		10	-2	-20.0%
	そ の 他 の 織 維 製 品			5		6	-1	-16.7%
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業			24		31	-7	-22.6%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業			3		5	-2	-40.0%
	パ ル プ ・ 紙 製 造 業			15	(1)	23	-8	-34.8%
	紙 加 工 品 製 造 業			19		27	-8	-29.6%
	印 刷 ・ 製 本 業			5		6	-1	-16.7%
	化 学 工 業			19		15	+4	+26.7%
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業			19		18	+1	+5.6%
	鉄 鋼 業			11		10	+1	+10.0%
	非 鉄 金 属 製 造 業			2		1	+1	+100.0%
	金 属 製 品 製 造 業			31	(1)	48	-17	-35.4%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業			26		28	-2	-7.1%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業			7		5	+2	+40.0%
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		(1)	50	(4)	54	-4	-7.4%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			3			+3	
	そ の 他 の 製 造 業			32		33	-1	-3.0%
鉱 業				4		4	±0	±0
建 設 業			(3)	220	(3)	192	+28	+14.6%
建 設 業	土 木 工 事 業		(1)	73	(1)	54	+19	+35.2%
	建 築 工 事 業		(1)	99	(1)	91	+8	+8.8%
	うち木造家屋建築工事業			26		28	-2	-7.1%
	そ の 他 の 建 設 業		(1)	48	(1)	47	+1	+2.1%
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業				12		16	-4	-25.0%
道 路 貨 物 運 送 業				161		157	+4	+2.5%
貨 物 取 扱 業				16		14	+2	+14.3%
うち 港 湾 運 送 業				8		7	+1	+14.3%
農 業				46		40	+6	+15.0%
林 業			(1)	24		31	-7	-22.6%
畜 産 ・ 水 産 業				23		21	+2	+9.5%
商 業			(3)	269		211	+58	+27.5%
うち 小 売 業			(2)	207		160	+47	+29.4%
金 融 広 告 業				24		13	+11	+84.6%
映 画 ・ 演 劇 業						1	-1	-100.0%
通 信 業				36		21	+15	+71.4%
教 育 研 究 業			(1)	18		15	+3	+20.0%
保 健 衛 生 業				264		218	+46	+21.1%
うち 社 会 福 祉 施 設				180		141	+39	+27.7%
接 客 娯 楽 業				64		56	+8	+14.3%
うち 飲 食 業				37		34	+3	+8.8%
清 掃 と 畜 業				67	(1)	54	+13	+24.1%
官 公 署				1			+1	
そ の 他 の 事 業			(1)	56	(1)	43	+13	+30.2%

※労働者死傷病報告書による休業４日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。



令和3年 業種別・署別労働災害発生状況 確定値

愛媛労働局

局 署 別 業 種 別		局		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
		3 年	2 年	件数	増減率	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年
全	産 業	(10) 1690	(11) 1552	+138	+8.9%	(4) 720	(3) 615	(1) 454	(4) 476	(2) 201	(3) 169	(2) 179	(1) 170	(1) 136	122
製	造 業	(1) 385	(6) 445	-60	-13.5%	117	116	139	(2) 190	(1) 68	(3) 78	45	(1) 49	16	12
製 造 業	食 料 品 製 造 業	106	125	-19	-15.2%	50	57	25	32	4	11	16	17	11	8
	織 維 工 業	8	10	-2	-20.0%			2	1	3	6	3	3		
	そ の 他 の 織 維 製 品	5	6	-1	-16.7%	1			1	4	5				
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	24	31	-7	-22.6%	9	11	4	10	1	1	10	9		
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	3	5	-2	-40.0%	1	2		1	1	1	1	1		
	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	15	(1) 23	-8	-34.8%			15	(1) 22				1		
	紙 加 工 品 製 造 業	19	27	-8	-29.6%	3	1	16	26						
	印 刷 ・ 製 本 業	5	6	-1	-16.7%	1	4	3	2					1	
	化 学 工 業	19	15	+4	+26.7%	6	7	11	7	2			1		
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	19	18	+1	+5.6%	7	4	3	3	3	6	4	5	2	
	鉄 鋼 業	11	10	+1	+10.0%	2	4	9	6						
	非 鉄 金 属 製 造 業	2	1	+1	+100.0%			2	1						
	金 属 製 品 製 造 業	31	(1) 48	-17	-35.4%	8	8	10	32	9	(1) 7	4	1		
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	26	28	-2	-7.1%	13	7	13	19		1		1		
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	7	5	+2	+40.0%	1	3	6	2						
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	(1) 50	(4) 54	-4	-7.4%	3	2	5	(1) 11	(1) 39	(2) 35	3	(1) 4		2
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	3		+3		1				2					
	そ の 他 の 製 造 業	32	33	-1	-3.0%	11	6	15	14		5	4	6	2	2
鉱	業	4	4	±0	±0	1		1	2	2	1		1		
建	設 業	(3) 220	(3) 192	+28	+14.6%	(1) 74	(1) 69	(1) 66	(2) 62	30	20	(1) 29	18	21	23
建 設 業	土 木 工 事 業	(1) 73	(1) 54	+19	+35.2%	23	(1) 17	16	18	17	6	(1) 10	2	7	11
	建 築 工 事 業	(1) 99	(1) 91	+8	+8.8%	43	41	(1) 22	(1) 23	11	8	13	14	10	5
	う ち 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	26	28	-2	-7.1%	8	13	5	2	2	4	4	7	7	2
	そ の 他 の 建 設 業	(1) 48	(1) 47	+1	+2.1%	(1) 8	11	28	(1) 21	2	6	6	2	4	7
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業		12	16	-4	-25.0%	8	8	1	2	2	3	1			3
道 路 貨 物 運 送 業		161	157	+4	+2.5%	76	79	48	43	16	10	8	19	13	6
貨 物 取 扱 業		16	14	+2	+14.3%	7	2	8	9	1	2				1
う ち 港 湾 運 送 業		8	7	+1	+14.3%	3	2	5	3		2				
農 業		46	40	+6	+15.0%	7	5	2	2	1	1	27	21	9	11
林 業		(1) 24	31	-7	-22.6%	6	10	4	3		3	5	6	(1) 9	9
畜 産 ・ 水 産 業		23	21	+2	+9.5%	3	2	4	1	1	2	2	9	13	7
商 業		(3) 269	211	+58	+27.5%	(3) 147	95	62	57	20	19	22	18	18	22
う ち 小 売 業		(2) 207	160	+47	+29.4%	(2) 109	72	55	43	17	15	15	13	11	17
金 融 広 告 業		24	13	+11	+84.6%	20	6	2	6	2			1		
映 画 ・ 演 劇 業			1	-1	-100.0%		1								
通 信 業		36	21	+15	+71.4%	22	16	3	3	5	1	5	1	1	
教 育 研 究		(1) 18	15	+3	+20.0%	13	10	4	5	(1) 1					
保 健 衛 生 業		264	218	+46	+21.1%	115	111	81	58	23	18	22	16	23	15
う ち 社 会 福 祉 施 設		180	141	+39	+27.7%	77	64	52	36	16	12	17	15	18	14
接 客 娯 楽 業		64	56	+8	+14.3%	31	29	7	10	13	5	7	6	6	6
う ち 飲 食 店		37	34	+3	+8.8%	22	18	2	7	5	3	5	3	3	3
清 掃 と 畜 業		67	(1) 54	+13	+24.1%	35	(1) 28	12	15	14	3	1	5	5	3
官 公 署		1		+1				1							
そ の 他 の 事 業		(1) 56	(1) 43	+13	+30.2%	38	(1) 28	9	8	2	3	(1) 5		2	4

※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。



令和3年業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症）

令和3年確定

愛媛労働局

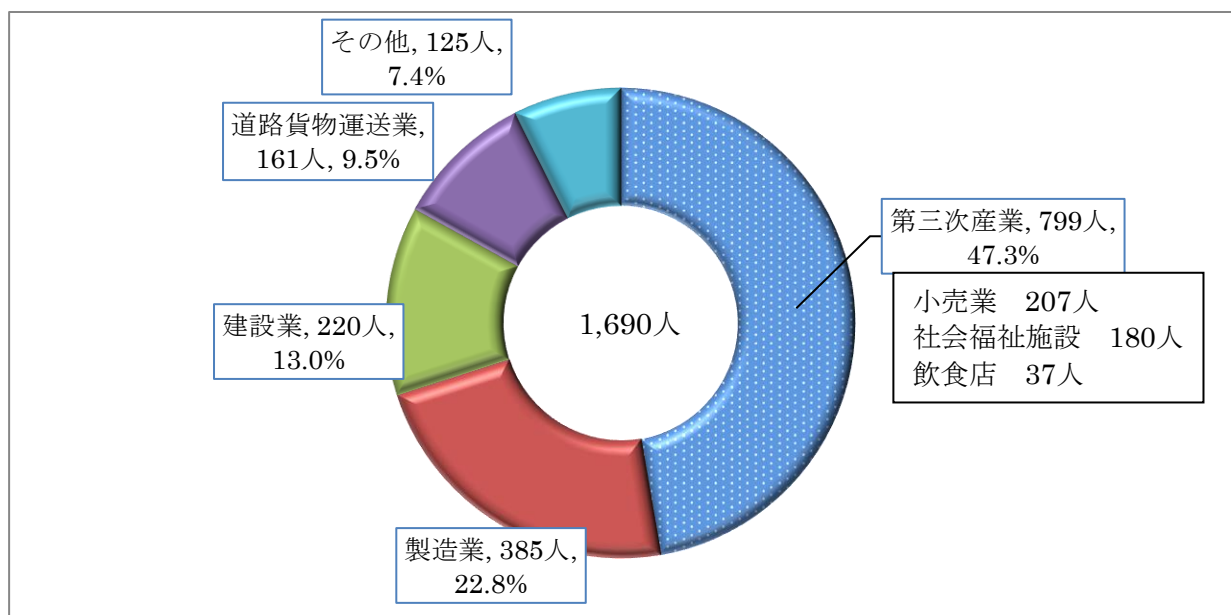
業 種 別		局		増 減	
		令和3年	令和2年	件数	増減率
全	産 業	(2) 134	32	+102	+318.8%
製	造 業	7		+7	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3		+3	
	織 維 工 業			±0	±0
	そ の 他 の 織 維 製 品			±0	±0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業			±0	±0
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業			±0	±0
	パ ル プ ・ 紙 製 造 業			±0	±0
	紙 加 工 品 製 造 業			±0	±0
	印 刷 ・ 製 本 業			±0	±0
	化 学 工 業	1		+1	
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業			±0	±0
	鉄 鋼 業			±0	±0
	非 鉄 金 属 製 造 業			±0	±0
	金 属 製 品 製 造 業			±0	±0
	一 般 機 械 器 具 製 造 業			±0	±0
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2		+2	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1		+1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			±0	±0
	そ の 他 の 製 造 業			±0	±0
鉱	業			±0	±0
建	設 業	22	1	+21	+2,100.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	4		+4	
	建 築 工 事 業	1	1	±0	±0
	うち木造家屋建築工事業			±0	±0
	そ の 他 の 建 設 業	17		+17	
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業				±0	±0
道 路 貨 物 運 送 業				±0	±0
貨 物 取 扱 業				±0	±0
う ち 港 湾 運 送 業				±0	±0
農 業				±0	±0
林 業				±0	±0
畜 産 ・ 水 産 業				±0	±0
商 業		(2) 12		+12	
う ち 小 売 業		(2) 11		+11	
金 融 広 告 業		1		+1	
映 画 ・ 演 劇 業				±0	±0
通 信 業				±0	±0
教 育 研 究 業		3		+3	
保 健 衛 生 業		78	31	+47	+151.6%
う ち 社 会 福 祉 施 設		51	9	+42	+466.7%
接 客 娛 楽 業		2		+2	
う ち 飲 食 店		1		+1	
清 掃 と 畜 業		6		+6	
官 公 署					±0
そ の 他 の 事 業		3		+3	

※（ ）内は、死亡者数を表し内数。

令和3年 労働災害（休業4日以上）発生状況

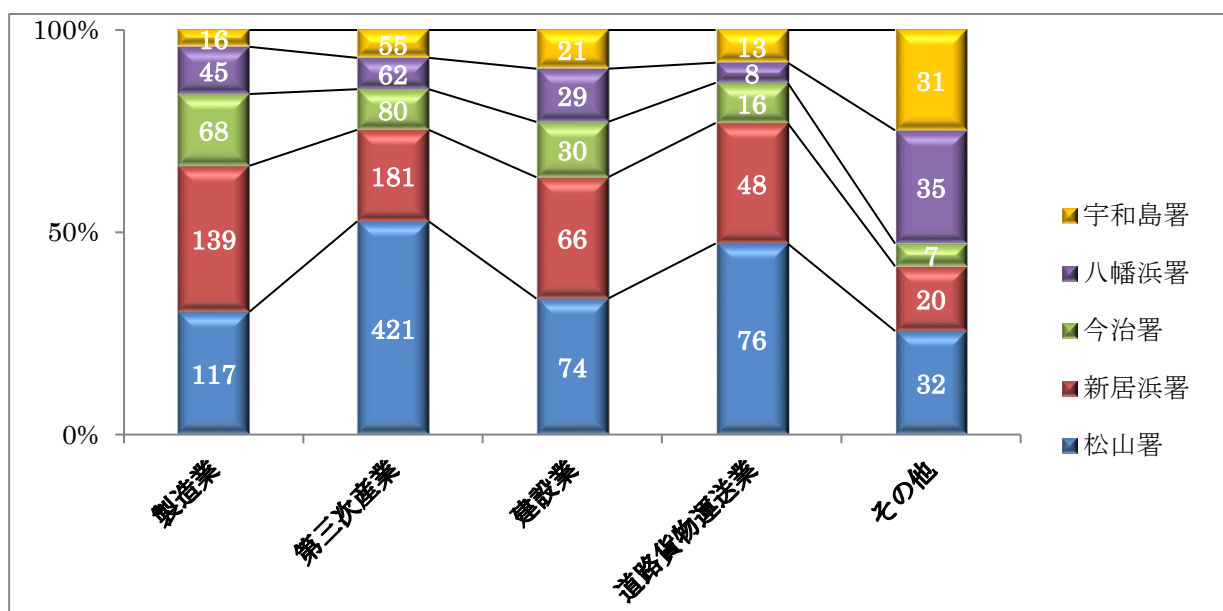
愛媛労働局

1 業種別死傷災害発生状況



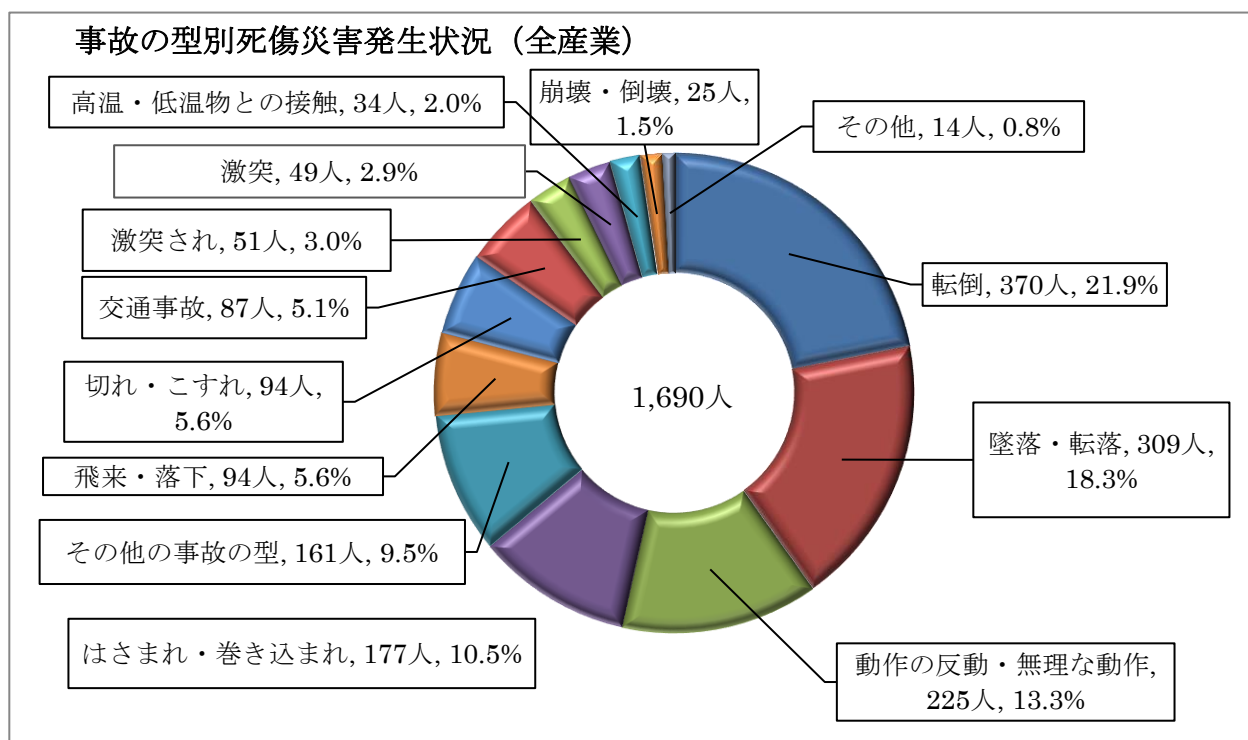
・第三次産業が全産業の47.3%を占め、うち「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」で第三次産業の53.1%を占める

2 業種別・署別死傷災害発生状況



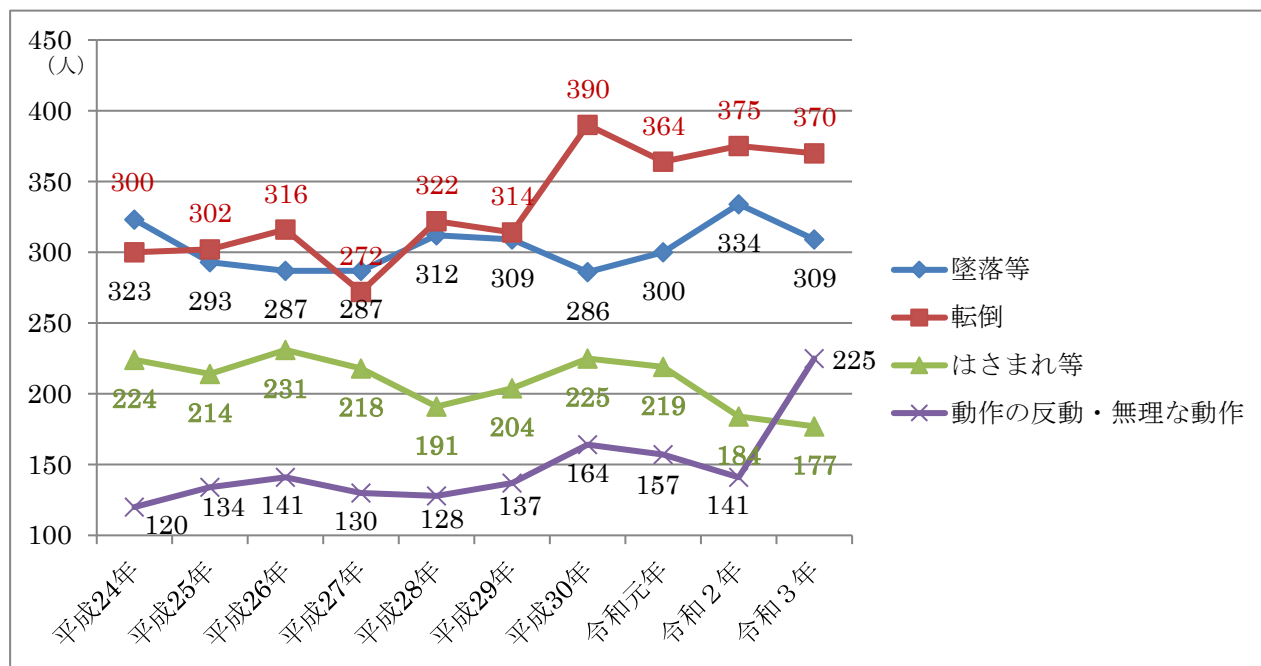
- ・製造業の36.1%（139人）は新居浜署管内において発生
- ・第三次産業の52.7%（421人）は松山署管内において発生
- ・建設業の33.6%（74人）は松山署管内、30.0%（66人）は新居浜署管内において発生
- ・道路貨物運送業の47.2%（76人）は松山署管内において発生

3 事故の型別死傷災害発生状況



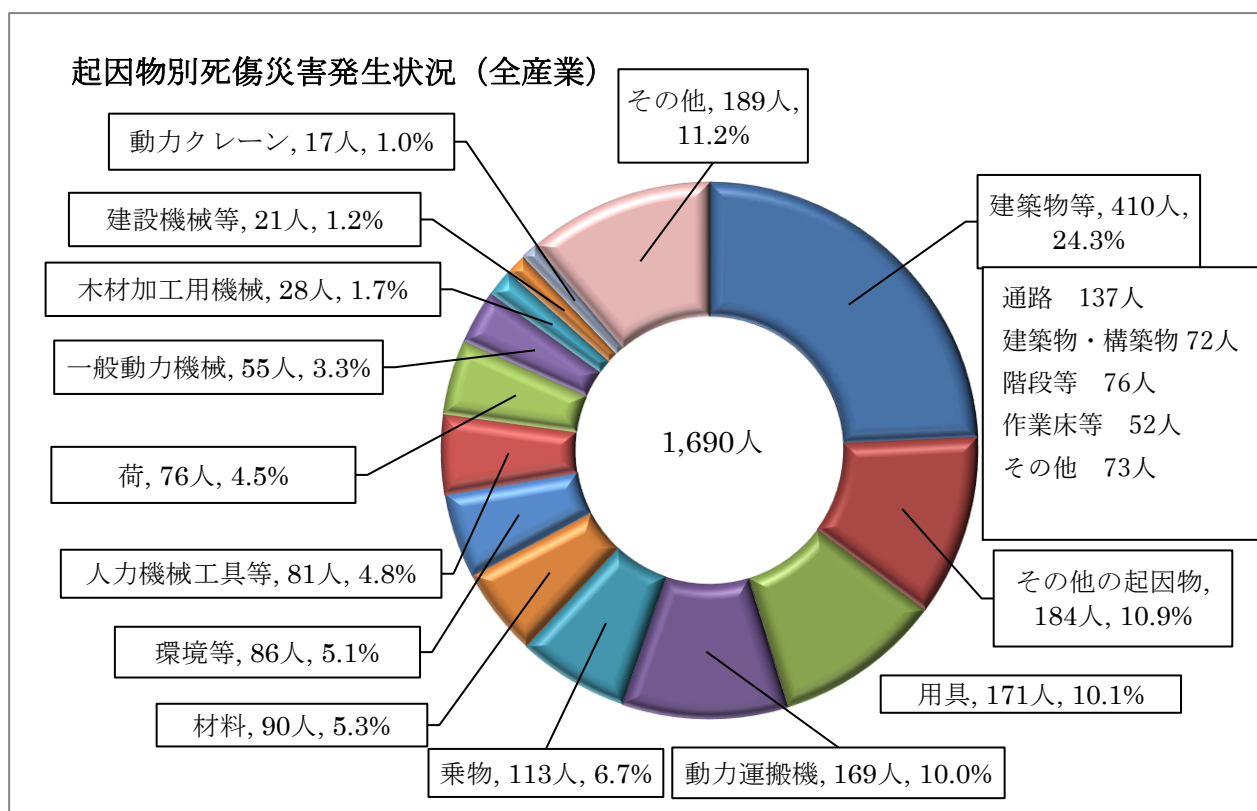
- ・「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」の順に多く、3つの災害で53.5%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の事故の型」に含まれる

4 発生件数が多い事故の型別死傷災害の発生状況の推移



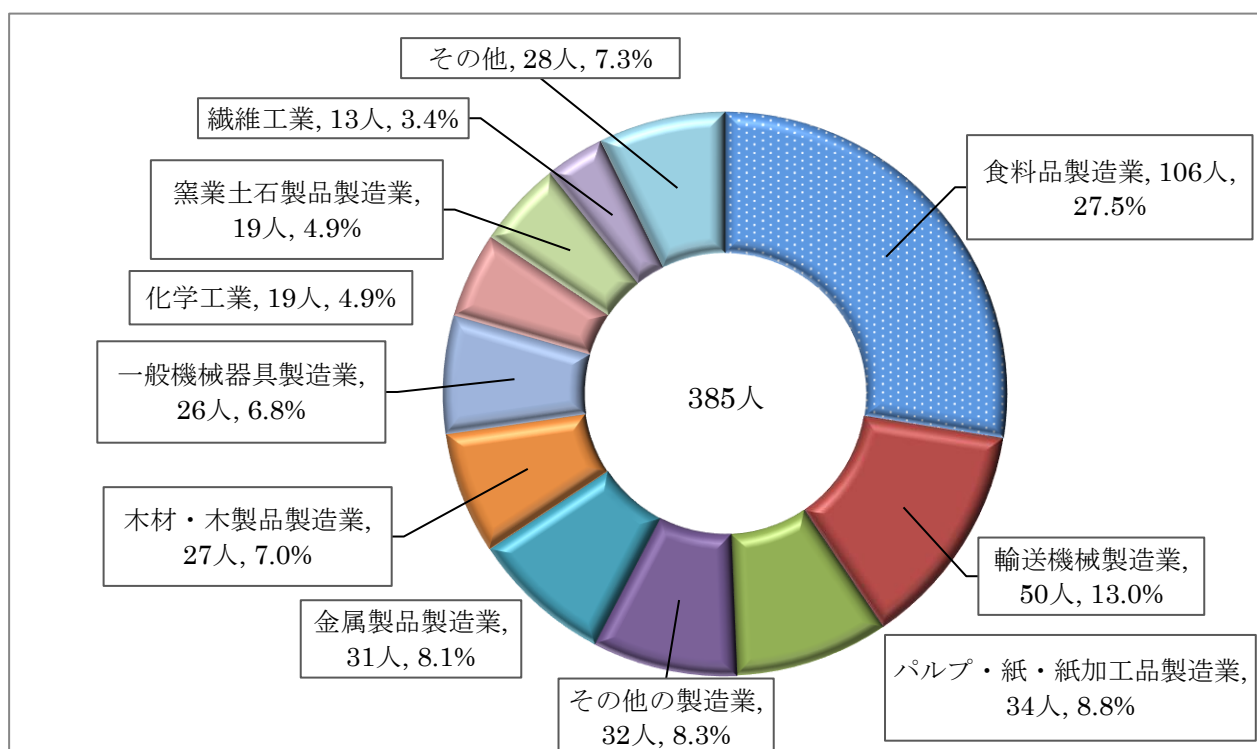
- ・令和3年の「転倒」は前年比5人（1.3%）減少、「墜落・転落」は前年比25人（7.5%）減少、「はさまれ巻き込まれ」は7人（3.8%）減少、動作の反動・無理な動作は84人（59.6%）増加

5 起因物別死傷災害発生状況



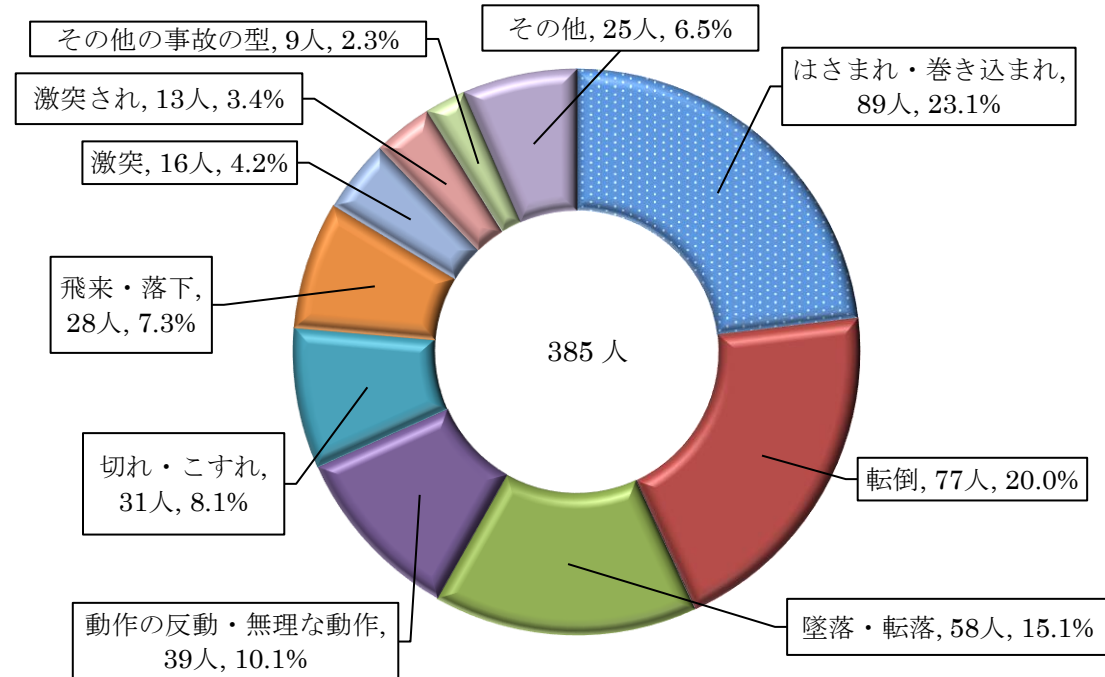
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の起因物」に含まれる

6 製造業における死傷災害発生状況



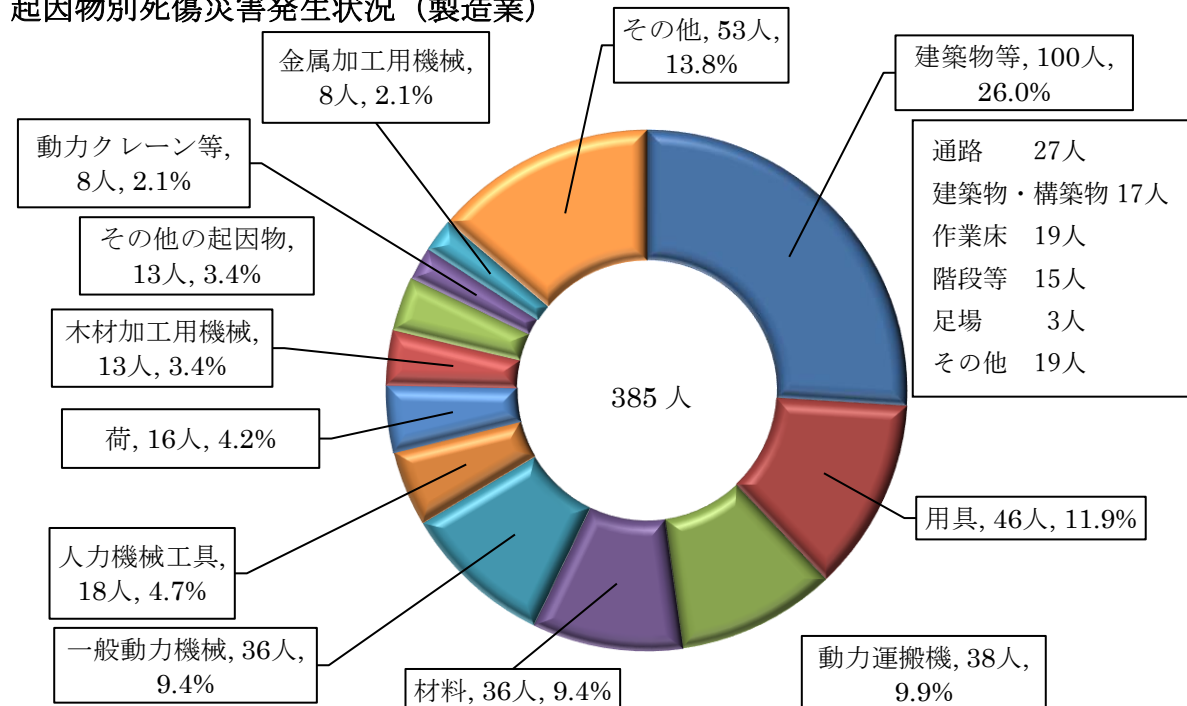
- ・食料品製造業が27.5%を占める

事故の型別死傷災害発生状況（製造業）



- ・「はさまれ・巻き込まれ」が23.1%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の事故の型」に含まれる

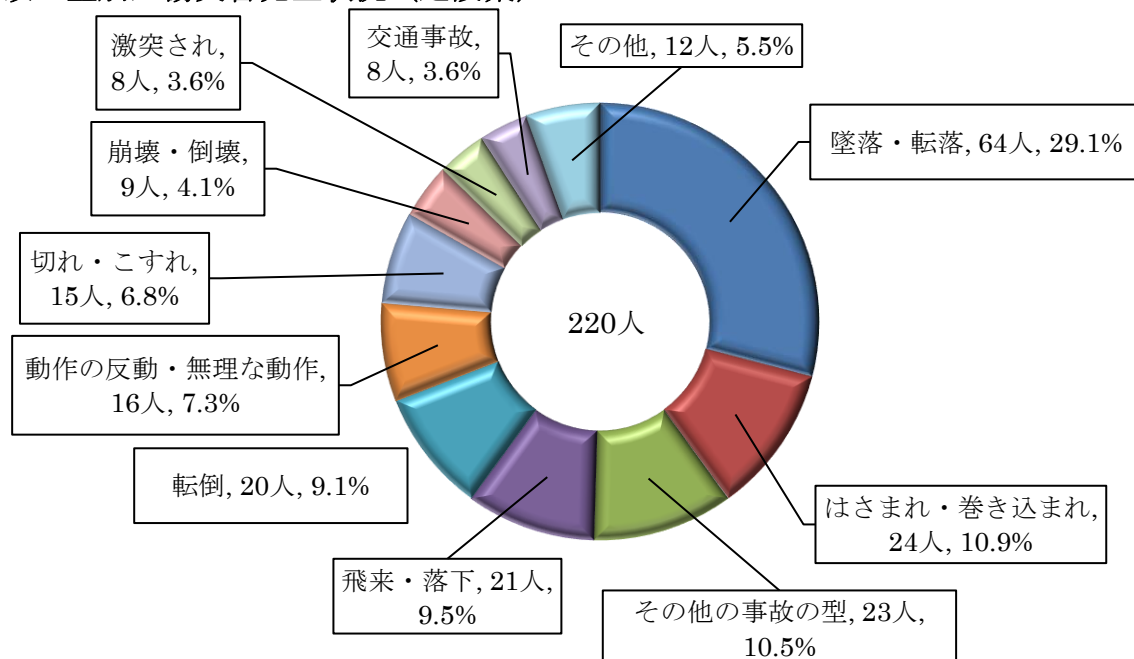
起因物別死傷災害発生状況（製造業）



- ・「建築物等」（通路や階段）が26.0%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の起因物」に含まれる

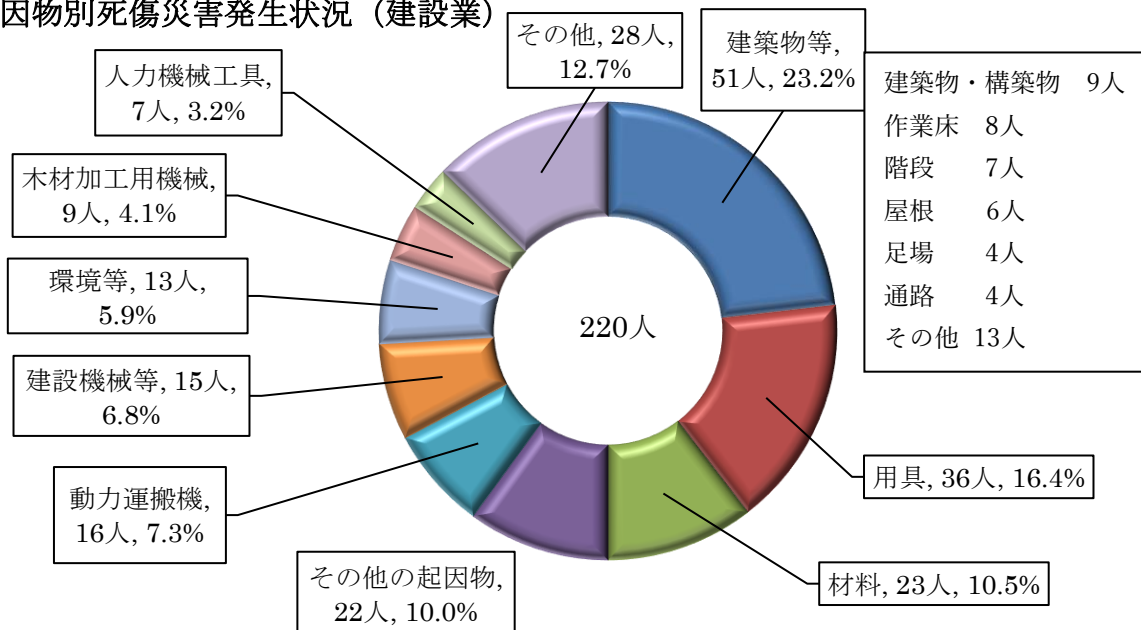
7 建設業における死傷災害発生状況

事故の型別死傷災害発生状況（建設業）



- ・「墜落・転落」が29.1%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の事故の型」に含まれる

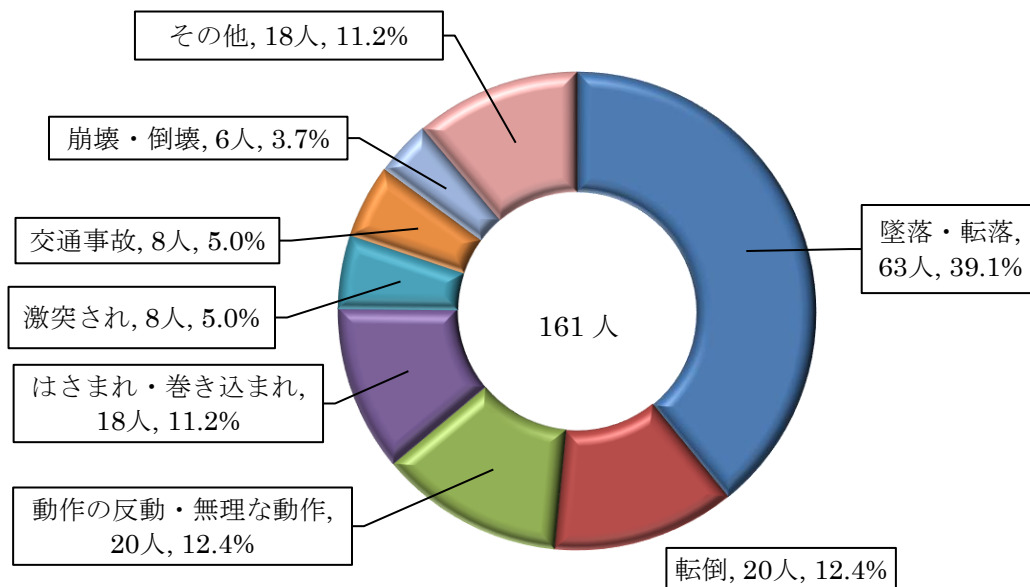
起因物別死傷災害発生状況（建設業）



- ・「建築物等」（建築物、足場等）が23.2%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の起因物」に含まれる

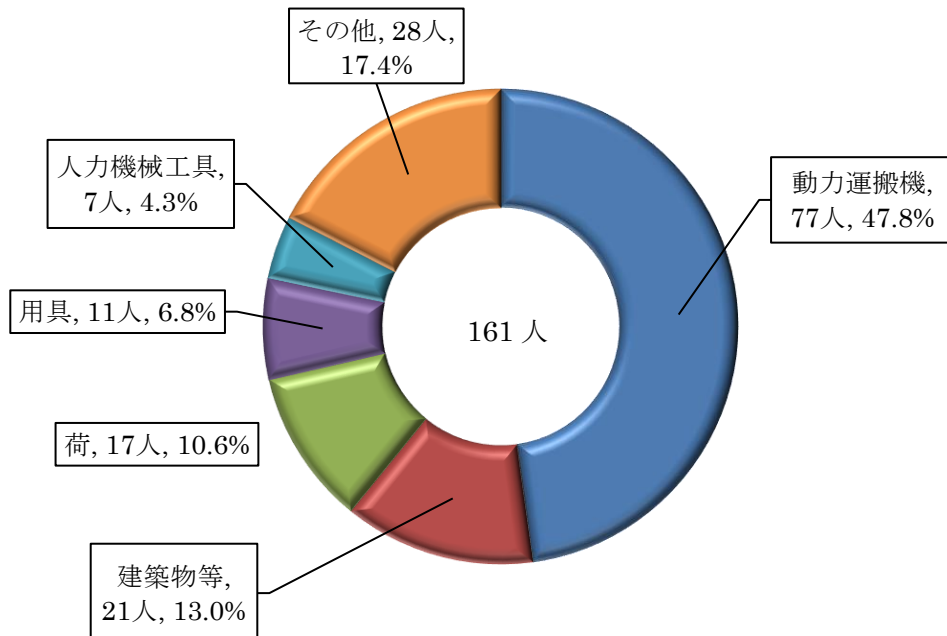
8 道路貨物運送業における死傷災害発生状況

事故の型別死傷災害発生状況（道路貨物運送業）



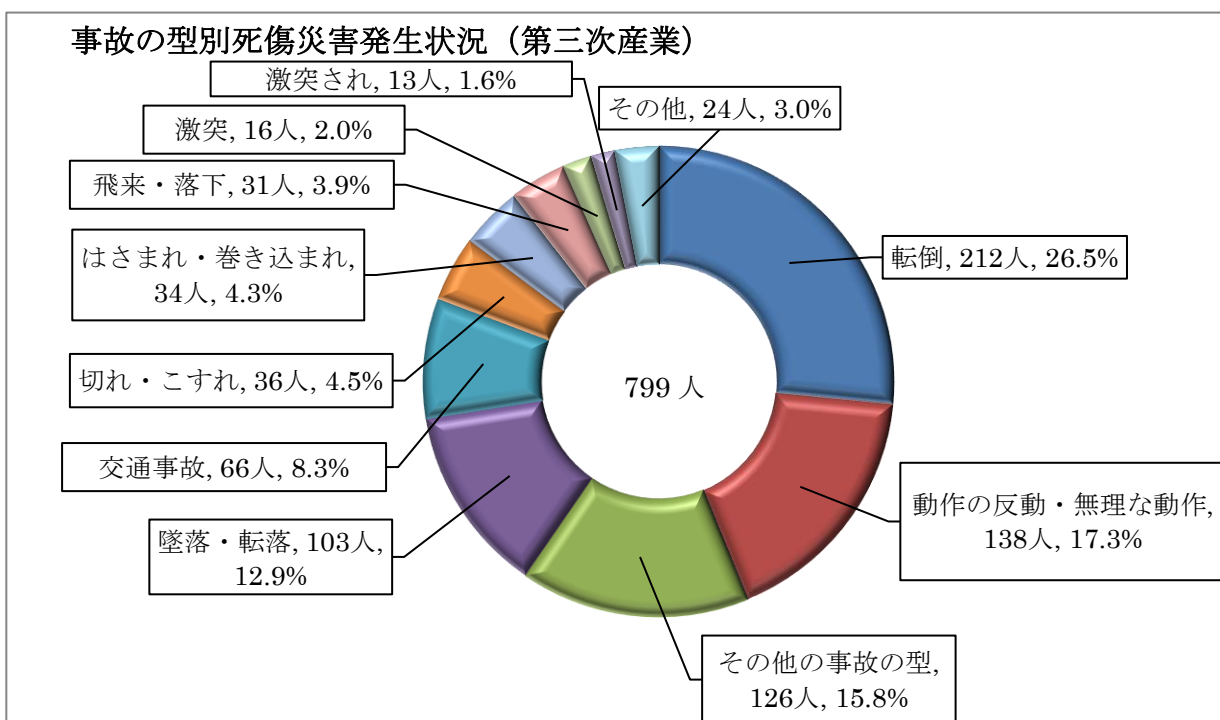
- ・「墜落・転落」が 39.1%を占める

起因物別死傷災害発生状況（道路貨物運送業）

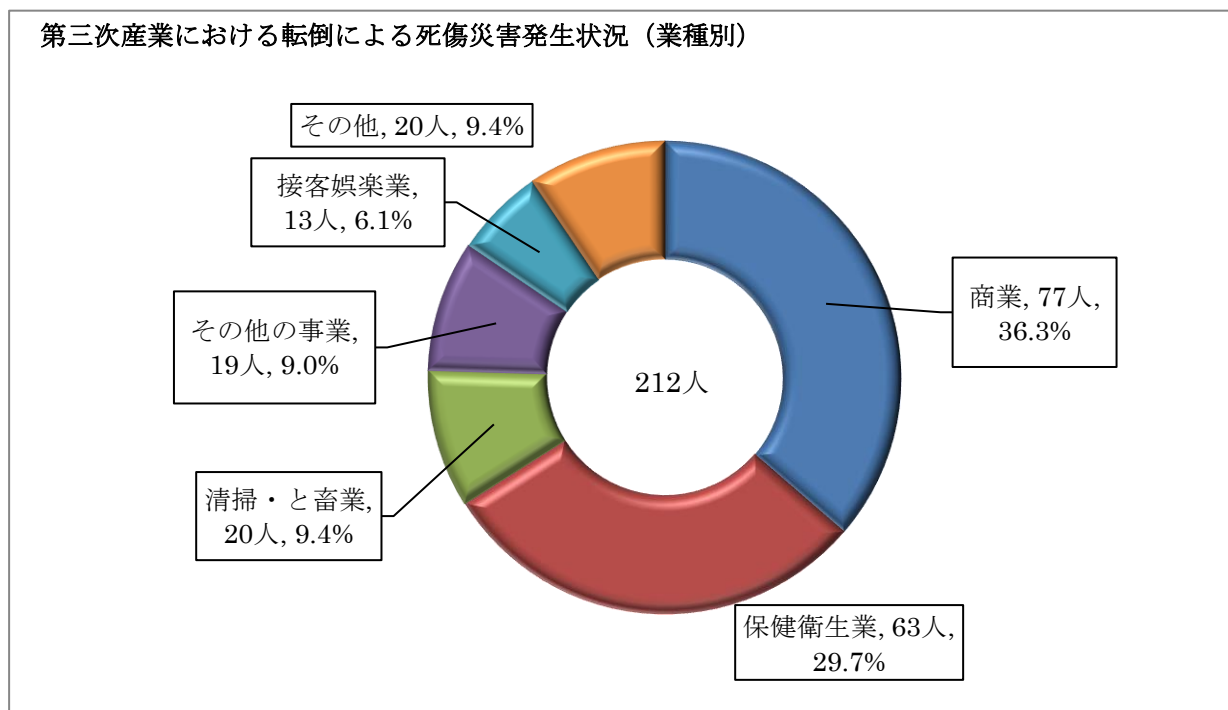


- ・「動力運搬機」（トラック等）が 47.8%と半数を占める

9 第三次産業における死傷災害発生状況

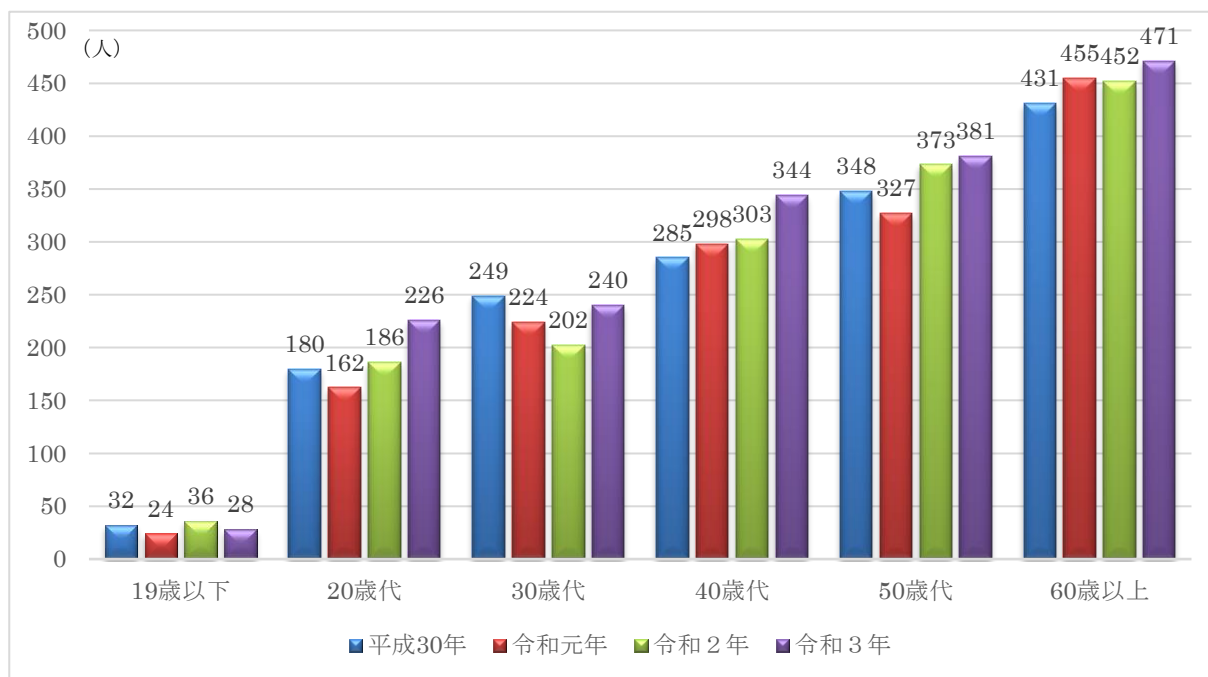


- ・「転倒」が 26.5% を占める
- ・新型コロナウイルス感染症は「その他の事故の型」に含まれる



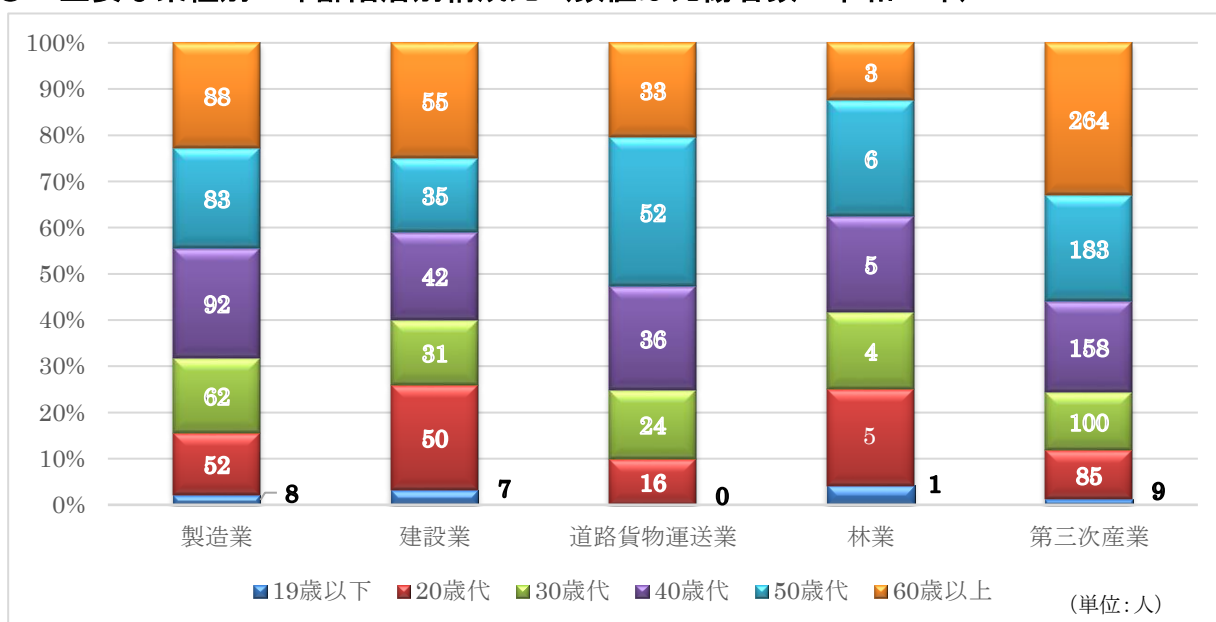
10 年齢階層別の死傷災害発生状況

○ 年齢階層別推移



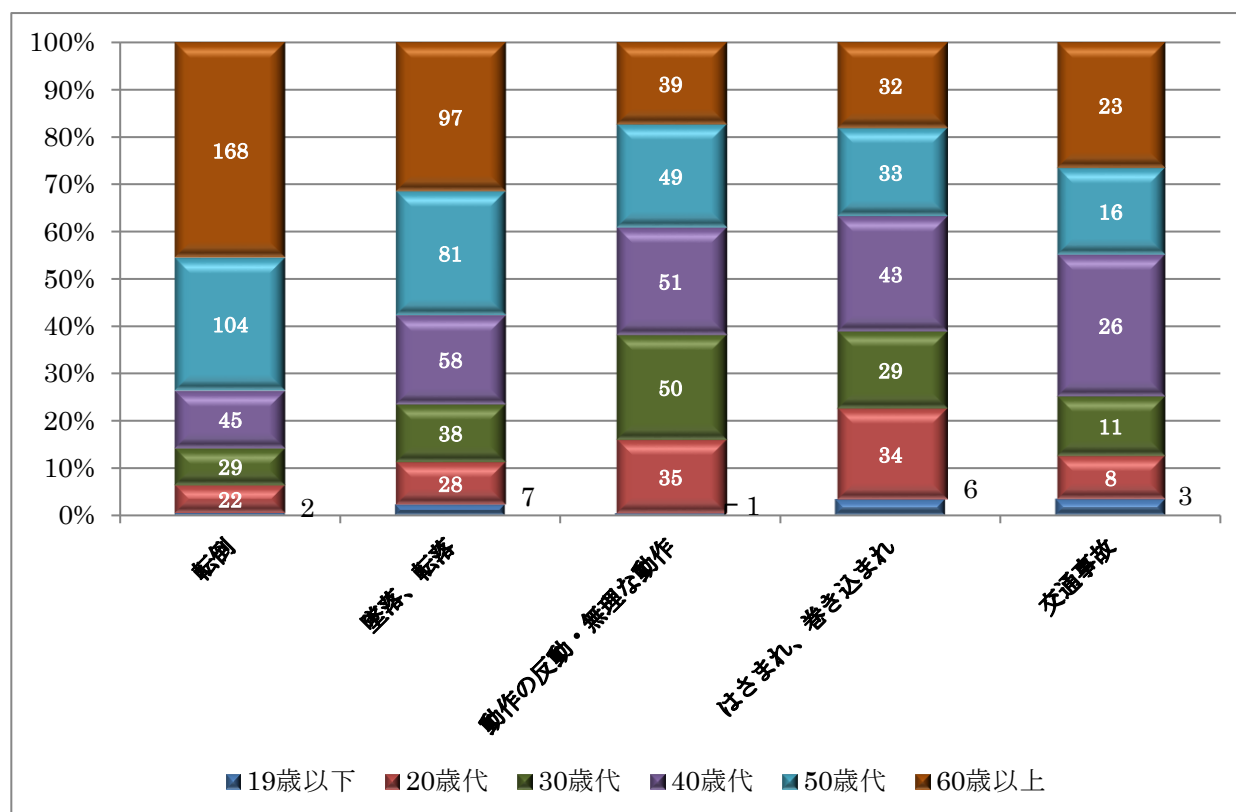
- ・ 60歳以上の死傷者数は、増加傾向にあり令和3年は19人（4.2%）増加した
- ・ 全死傷者数に占める60歳以上の死傷者数の割合は、令和2年は29.1%であったが、令和3年には27.9%となり1.2ポイント減少した

○ 主要な業種別 年齢階層別構成比（数値は死傷者数 令和3年）



- ・ 主要な業種別に見た60歳以上の死傷者の割合は、製造業22.9%、建設業25.0%、道路貨物運送業20.5%、第三次産業33.0%となっている

○主要な事故の型別 年齢階層別構成比（数値は死傷者数 令和3年）



・主要な事故の型別に見た 60 歳以上の死傷者の割合は、「転倒」45.4%、「墜落・転落」31.4%、「はさまれ・巻き込まれ」18.1%、「動作の反動・無理な動作」17.3%、「交通事故」26.4%となっている

愛媛第13次労働災害防止推進計画(概要)

計画の目標

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日 赤字は第13次労働災害防止計画

2022年までに

全体

死亡災害:過去最少(平成26年10人)を更新する9人以下に減少させる。

死傷災害:過去最少(平成27年1,405人)を更新する1,300人台とするため、8%以上減少させる。

死亡災害:15%以上減少 死傷災害: 5%以上減少

業種別

製造業 死亡災害:過去最少の2人以下 死傷災害:10%以上減少

建設業 死亡災害:過去最少の2人以下 死傷災害:10%以上減少

林業 死亡災害:ゼロとする

道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店 死傷災害:5%以上減少

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(49.9%:2017年) 目標: 同
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(62.7%:2017) 目標: 同
- ストレスチェックを実施している事業場の割合を70%以上(44.4%:2017)
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上
- 取扱う全ての化学物質等について、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(以下「GHS」という。)による分類の確認及び安全データシート(以下「SDS」という。)の交付を受け、その内容を確認して作業を行っている事業場の割合を80%以上(69.3%:2017)
化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と 安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上
- 社会福祉施設を含む第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による死傷者数を10%以上減少
第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で50%以上減少
同 : 5%以上減少

重点事項及び具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策の推進

- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策 走行集材機械等の林業機械災害の防止 等

(2) 就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、災害等への対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種への対応
：第三次産業（小売業 社会福祉施設 飲食店） 道路貨物運送業
- 増加傾向等にある災害への対応
：転倒災害 熱中症 腰痛 交通労働災害
- 高年齢労働者の労働災害防止
- 非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化（企業における健康確保措置の推進 産業医・産業保健機能の強化）
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 治療と仕事の両立支援の推進 等

(5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策
- 粉じん障害防止対策

(6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

(8)県民全体の安全・健康意識の高揚等

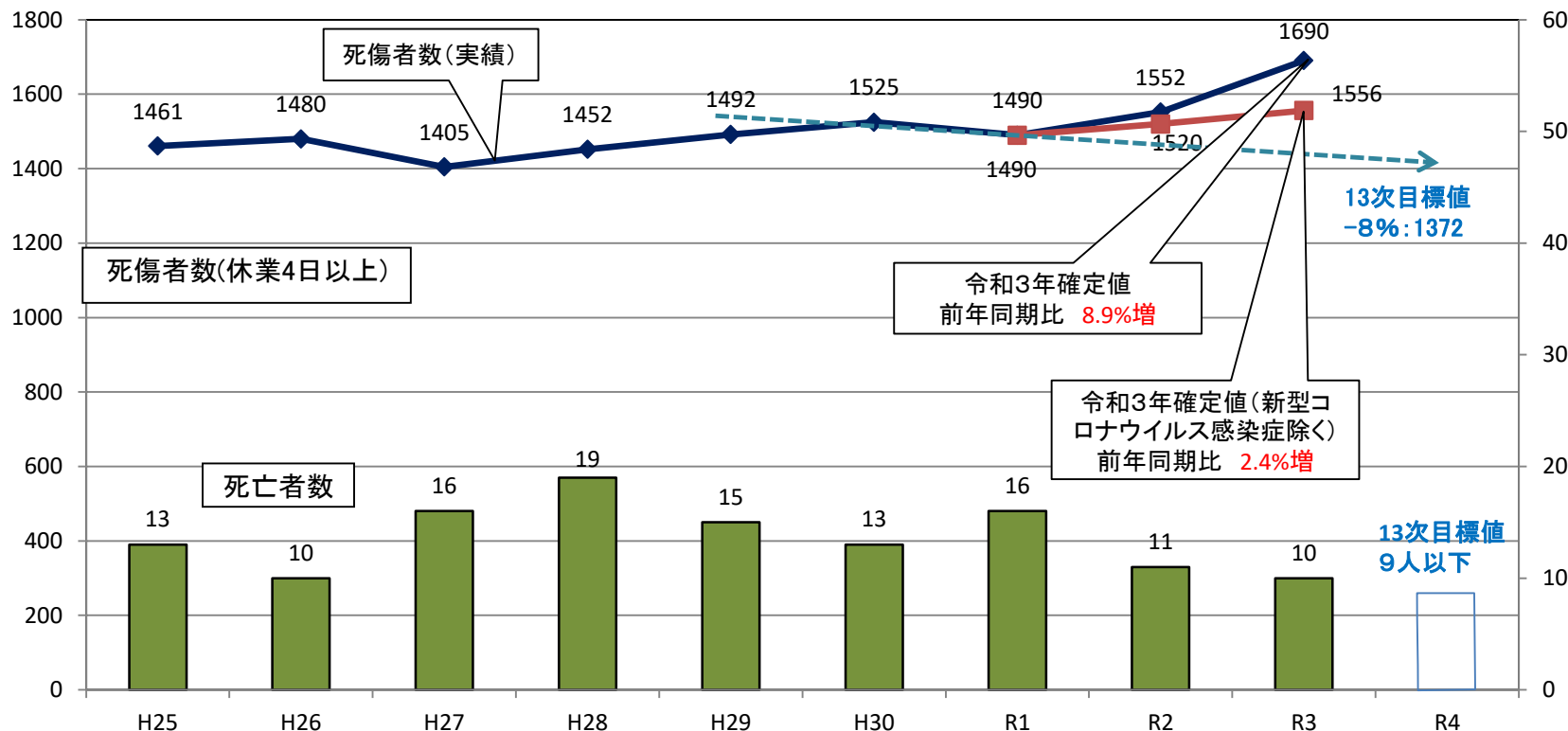
愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進

愛媛県内

1 愛媛第13次労働災害防止推進計画における労働災害の推移

(死傷者数:人)

(死亡者数:人)



第12次労働災害防止推進計画	愛媛第13次労働災害防止推進計画
期間 平成25年～平成29年	期間 平成30年～令和4年
目標 死傷 1,326人(-15%) 死亡 13人以下 [平成29年において: 対平成24年比]	目標 死傷 1,372人(-8%) 死亡 9人以下 [令和4年において: 対平成29年比]
実績 死傷 1,492人(-4.4%) (内数死亡15人(-6.3%))	実績 令和2年: 死傷者数 1,552人(対前年同期 +62人、+4.2%) : 死亡者数 11人(対前年同期 -5人)

2 愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進状況

○愛媛第13次労働災害防止推進計画の目標 令和4年までに平成29年と比較して

①死亡災害:過去最少(平成26年10人)を更新する9人以下に減少させる。

②死傷災害:過去最少(平成27年1,405人)を更新する1,300人台とするため、8%以上減少させる。

○業種別目標(上記以外) 令和4年までに平成29年と比較して

○ 製造業・建設業 死亡災害:過去最少の2人以下 死傷災害:10%以上減少

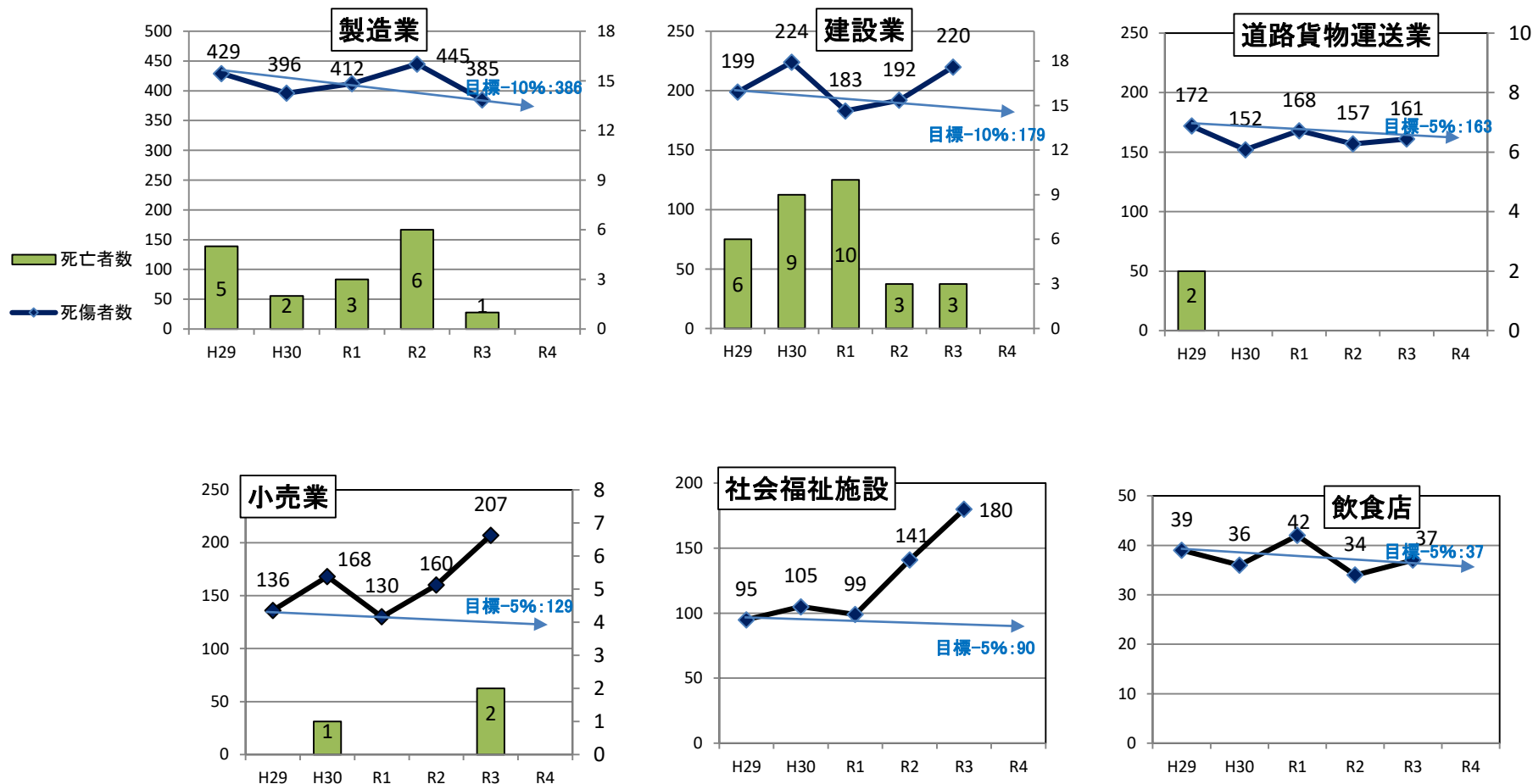
○ 林業 死亡災害:ゼロとする

○ 道路貨物運送業・小売業・社会福祉施設・飲食店 死傷災害:5%以上減少

令和4年度目標

年間死亡者数を9人以下、
年間死傷者数を前年比12.0%以上減少させる。
(新型コロナウイルス患者を除く)

重点業種別労働災害発生状況 (折線グラフ/死傷者数 棒グラフ/死亡者数)

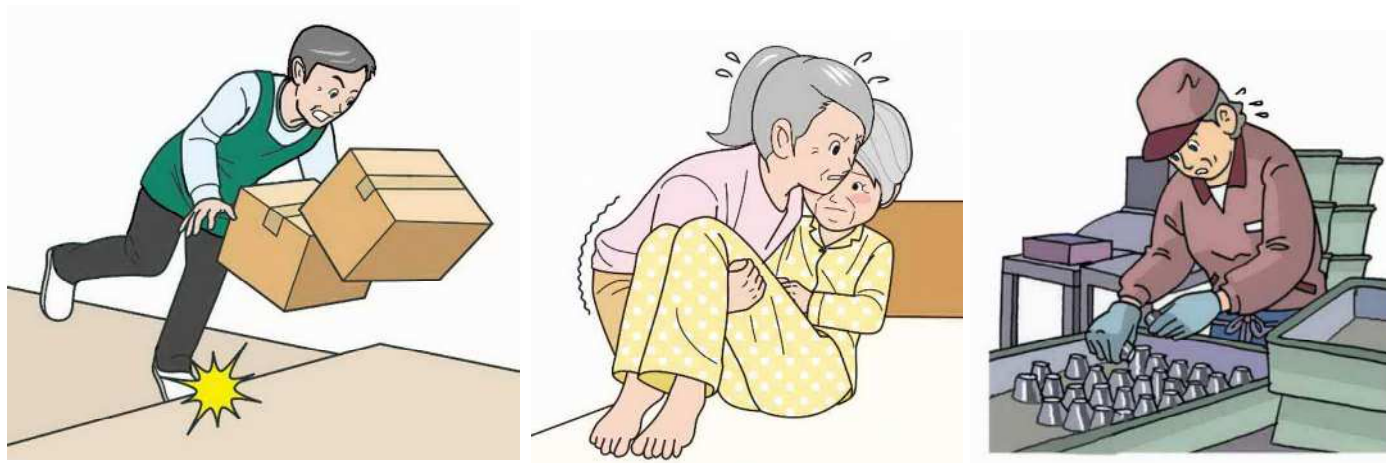


エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



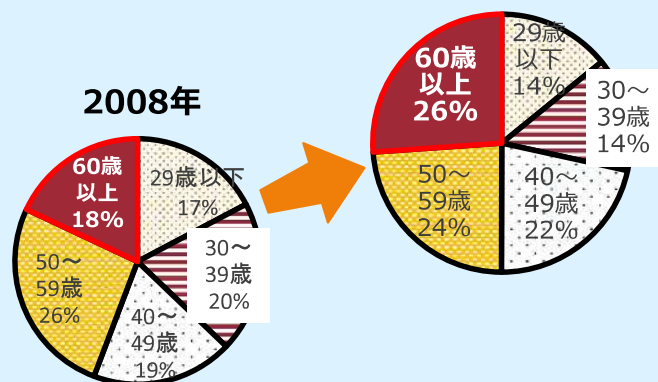
働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年

2008年

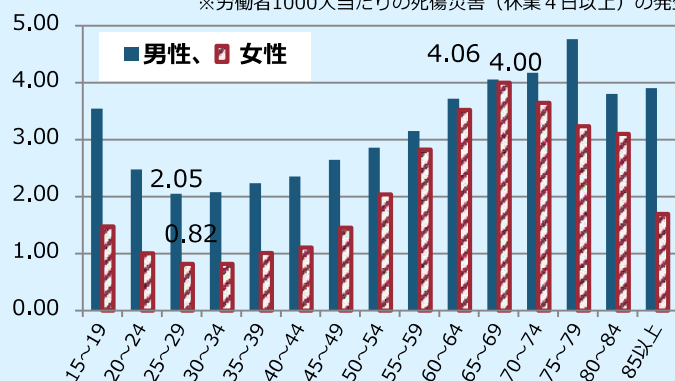


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

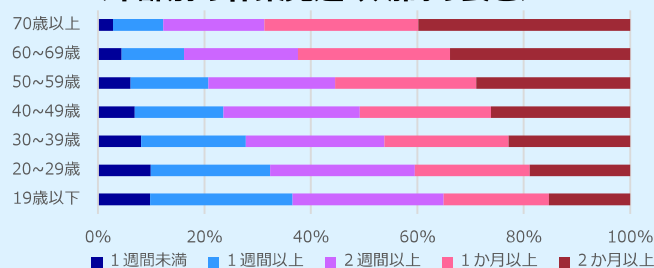
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。**

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

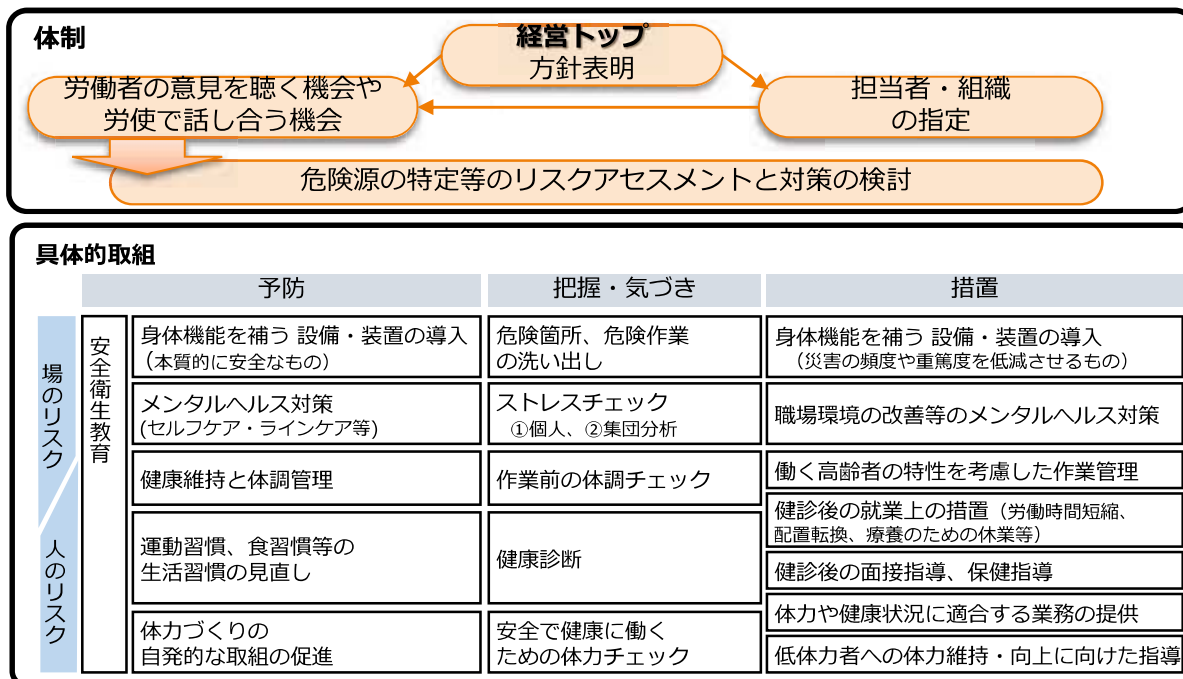
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

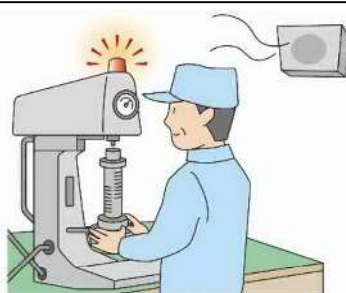
(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

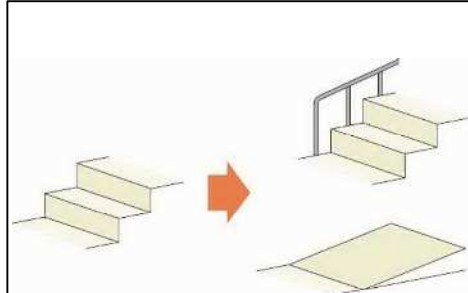
↓対策の例↓



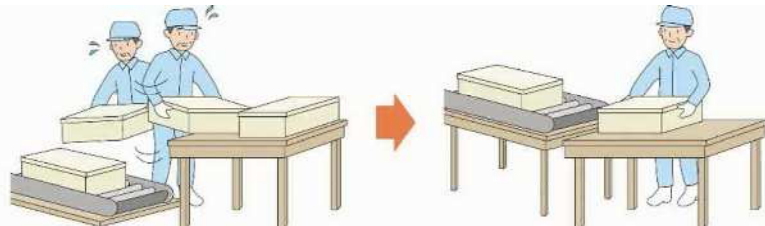
通路を含め作業場所の照度を確保する



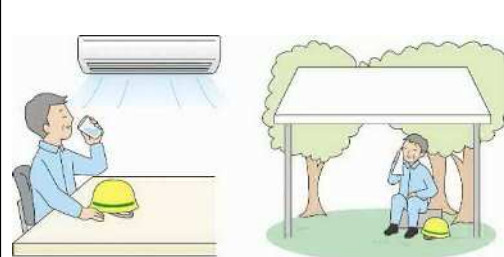
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



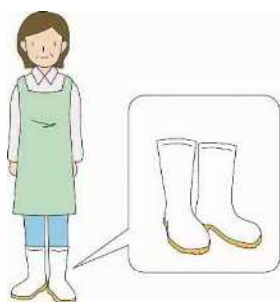
階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



防滑靴を利用させる



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

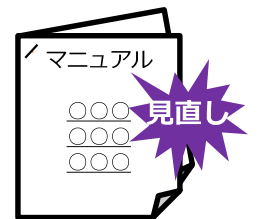
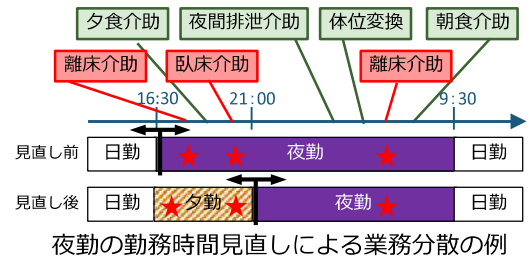
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

❖ 対策の例 ❖

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

❖ 考慮事項 ❖

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
	~1.38	~1.46			

※ 2ステップテスト（最大2歩幅を計測し、歩数で算出します）



② 屈伸位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
回数	~24	25	29	44	48~
	~28	~43	~47		

※ 屈伸位ステップテスト（20秒間を計測します）



③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~35	~39		

※ フังก์ショナルリーチ（両手を前方に伸ばし、両手を離さず伸ばします）



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

※ 閉眼片足立ち（片足を上げて片足で立ちます）



⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

※ 閉眼片足立ち（片足を上げて片足で立ちます）



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

体力チェックの一例 詳しい内容は→



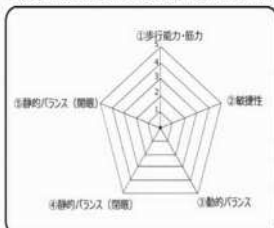
II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつかる、よけて歩きますか	☐			① 歩行能力・筋力
2. 両手は広げて歩行に余裕がありますか	☐			② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早いですか	☐			③ 静的バランス
4. 歩行中、小さく歩幅に足をとって止まる、まどろみが出ることはありませんか	☐			④ 動的バランス
5. 歩行で立ったまま膝下を膝にこたげられると思いますか	☐			⑤ 静的バランス（閉眼）
6. 一歩目に滑り足踏きの上を、後足は歩行で簡単に歩けることができますか	☐			⑥ 動的バランス（閉眼）
7. 足を閉じて片足で立ちたい時に片足を離すことができますか	☐			⑦ 静的バランス（閉眼）
8. 電車に乗って、つり革にかけず立ちたい時に立ちたいと思いますか	☐			⑧ 動的バランス（閉眼）
9. 足を閉じて片足で立ちたい時に片足を離すことができますか	☐			⑨ 静的バランス（閉眼）

合計の数	評価値
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
（Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入）



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

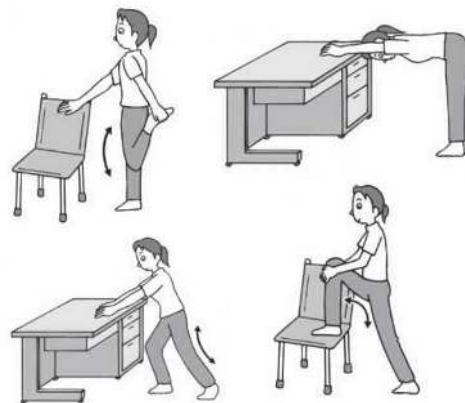
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、**労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

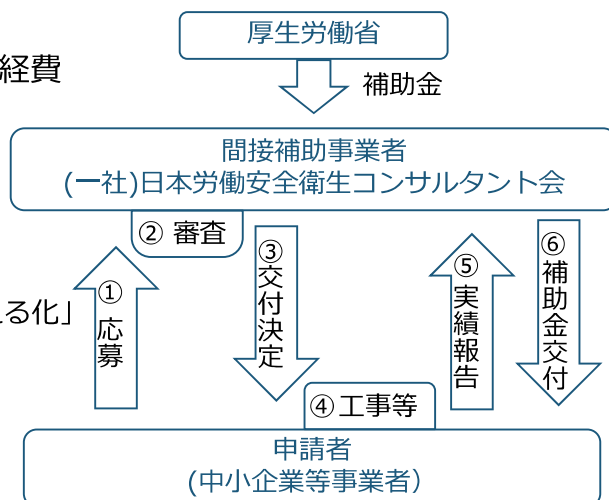
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒・腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザー にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。

○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています



(R2. 6)



ST P! 転倒災害

プロジェクト

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒

検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

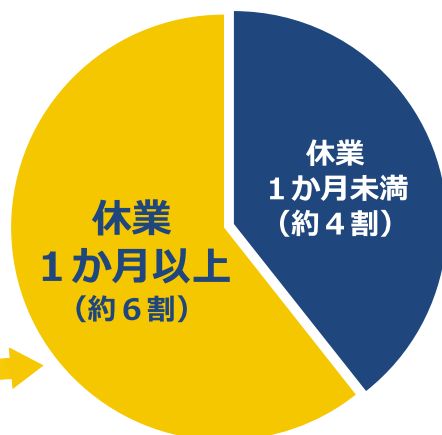
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき <主な原因> - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

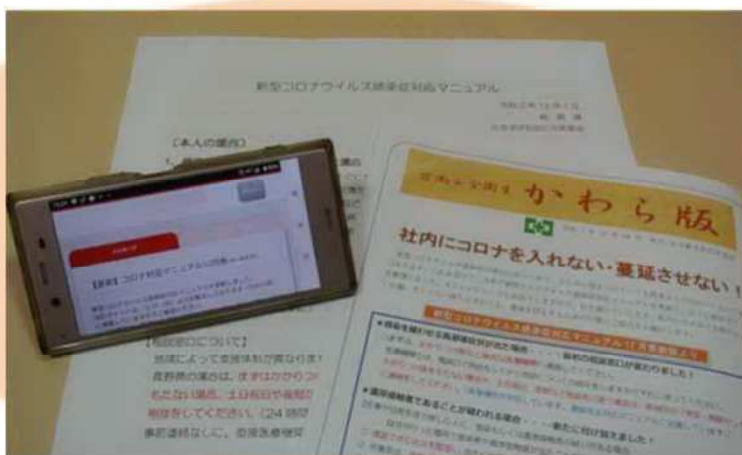
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独) 労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

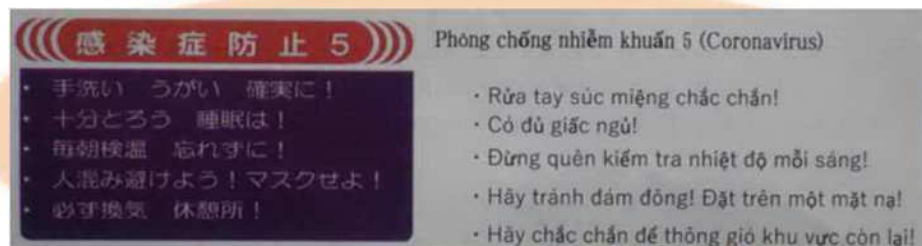
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確証し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、仕事中だけでなくマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999